

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学（以下「本学」という。）の授業料、入学料、検定料、受講料、証明手数料及び留学生用宿舎使用料（以下「授業料等」という。）の徴収等について必要な事項を定めるものとする。

(授業料等)

第2条 本学の授業料等の額は、別表のとおりとする。

(授業料の徴収方法等)

第3条 学生に係る授業料（以下この条において「授業料」という。）の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 授業料は前期にあつては4月末日までに、後期にあつては10月末日までに徴収するものとする。ただし、当該末日が休日等（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）に当たるときは、その翌日（当該日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日とする。）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときは、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

第4条 研究生及び委託生に係る授業料は、3月分（在学予定期間が3月未満の場合は、その月数分）に相当する額を3月ごとにその当初の月に徴収するものとする。

第5条 科目等履修生及び特別聴講生に係る授業料は、許可された授業科目の単位数分に相当する額を既定の期日までに徴収するものとする。

(入学料の徴収方法)

第6条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

(検定料の徴収方法)

第7条 検定料は、入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

(受講料の徴収方法)

第8条 受講料は、開放授業等の受講決定後に徴収するものとする。

(証明手数料の徴収方法)

第9条 証明手数料は、証明書を交付するときに徴収するものとする。

(留学生用宿舎使用料の徴収方法)

第10条 留学生用宿舎使用料は、留学生用宿舎に入舎した日の属する月から退舎する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があつたときは、当該年度内に徴収する留学生用宿舎使用料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾に係る額を、その際徴収することができる。

(休学等の場合における授業料の額)

第11条 前期又は後期中途中で休学、退学又は転学した者から徴収する当該学期分の授業料の額は、そ

の全額とする。

- 2 休学が前期又は後期の全期間にわたるときは、その学期分の授業料は徴収しない。
- 3 前期又は後期中途において復学した者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の1/2分の1に相当する額に復学の日の属する月から次の学期の前月までの月数を乗じて得た額とし、復学の日の属する月に徴収するものとする。

(授業料等の不返還)

第12条 既納の授業料等は、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(授業料等の免除等の決定)

第13条 授業料等(受講料を除く。第23条において同じ。)の免除又は徴収の猶予は、理事長が決定する。

(授業料の免除)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、審査のうえ授業料を免除することができる。

- (1) 宮崎公立大学学則第38条の規定により留学することとなり、かつ、当該学生が成績優秀と認められる場合
- (2) 宮崎公立大学学則第40条第3号又は第4号に該当する者が同条の規定により除籍された場合
- (3) 本学の学術交流協定校及び了解覚書締結校の学生等を特別聴講生又は私費外国人留学生科目等履修生として、本学に受け入れる場合
- (4) 他の教育機関等との協定等に基づき、授業料等の全部又は一部を免除することとした場合

2 前項に定めるもののほか、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条第1項の授業料等減免対象者として認定された場合は、授業料を免除するものとする。

(授業料免除の額)

第15条 授業料の免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定による授業料の免除の額は、大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第2条第1項に定める額とする。

(授業料の徴収猶予)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、審査のうえ授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納入期限までに授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 学生又は学資負担者が災害を受け、授業料の納入が困難であると認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、やむを得ない事情があると認められる場合

2 特別の事情があると認められる場合は、授業料の分納を許可することができる。

(入学料の免除)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入学料を免除することができる。

- (1) 本学と外国の大学等との間の協定等に基づいて当該外国の大学等の学生を外国人留学生として本学に受け入れる場合において、当該外国人留学生に係る必要経費を本学が負担することとなっている場合
- (2) 私費外国人留学生科目等履修生として、学術交流協定校及び了解覚書締結校の学生等を本学に受け入れる場合
- (3) 科目等履修生として本学に入学した日から4年以内の再入学の場合
- (4) 学生として本学に再入学又は復籍の場合

2 前項に定めるもののほか、大学等における修学の支援に関する法律第8条第1項の授業料等減免対象

者として認定された場合は、入学料を免除するものとする。

(入学料免除の額)

第18条 入学料の免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定による入学料の免除の額は、大学等における修学の支援に関する法律施行令第2条第1項に定める額とする。

(入学料の徴収猶予)

第19条 第17条の規定による入学料の免除が見込まれる場合は、入学料の徴収を猶予することができる。

(検定料の免除)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合は、検定料の全額を免除することができる。

(1) 科目等履修生として本学に入学したことがある場合

(2) 志願者又は学資負担者が災害を受け、検定料の納入が困難であると認められる場合

(証明手数料の免除)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合は、証明手数料の全額を免除する。

(1) 在籍者

(2) 本学を卒業又は修了する月の末日までに発行申請した者

(留学生用宿舎使用料の免除)

第22条 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、留学生用宿舎使用料の納入が著しく困難であると認められる場合は、当該災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6月間の範囲内において必要と認める期間に納入すべき留学生用宿舎使用料の全額を免除することができる。

2 本学と外国の大学等との間の協定に基づいて当該外国の大学等の学生を外国人留学生として本学に受け入れる場合において、当該外国人留学生に係る必要経費を本学が負担することとなっているときは、前項の規定にかかわらず、当該外国人留学生に係る留学生用宿舎使用料の全額を免除することができる。

(決定の取消し)

第23条 理事長は、授業料等の免除又は徴収の猶予の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消すことができる。

(1) 授業料等の免除又は徴収の猶予を必要とする理由が消滅した場合

(2) 偽りその他不正の手段により決定を受けた場合

(3) 学業成績が著しく不良となったと認められる場合

(4) 学生たるにふさわしくない行為があったと認められる場合

(委任)

第24条 この規程に定めるもののほか、授業料等の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年3月31日に在学する者に係る授業料の額については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月17日から施行する。

別表

| 区 分 | | 金 額 |
|-----------|--|----------------|
| 授 業 料 | 学 生 | 年額 535,800円 |
| | 研 究 生 | 月額 29,700円 |
| | 委 託 生 | 月額 41,440円 |
| | 科目等履修生 | 1 単位 14,800円 |
| | 特別聴講生 | 1 単位 14,800円 |
| 入 学 料 | 学 生 | 管内者 229,000円 |
| | | 管外者 335,000円 |
| | 研 究 生 | 84,600円 |
| | 科目等履修生 | 28,200円 |
| 検 定 料 | 学 生 | 17,000円 |
| | 研 究 生 | 9,800円 |
| | 科目等履修生 | 9,800円 |
| 受 講 料 | 開放授業受講生 | 1 科目 5,000円 |
| | リカレント教育プログラム受講生 | 1 講座 30,000円 |
| | 教員免許状更新講習受講生 | 1 時間 1,000円 |
| 証明手数料 | 成績証明書、 卒業証明書、 修了証明書、 単位取得証明書等 学籍簿に基づく証明書 | 証明事項1件につき 300円 |
| 留学生用宿舍使用料 | | 月額 7,000円 |

備考

- 1 この表中管内者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいい、管外者とは、管内者以外の者をいう。
 - (1) 入学の前年の4月1日（年度の途中において入学する場合は、別に定める日）以前から入学手続の日まで引き続き宮崎市、国富町又は綾町に住所を有する者
 - (2) 入学の前年の4月1日（年度の途中において入学する場合は、別に定める日）以前から入学手続の日まで引き続き宮崎市、国富町又は綾町に一親等の親族が住所を有する者
 - (3) 理事長が、前2号に準ずると認める者
- 2 高等教育コンソーシアム宮崎単位互換に関する協定に基づき受け入れられた特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料は徴収しない。